

公 示

次のとおり、契約の相手方を公募します。

令和7年1月29日

支出負担行為担当官
国立感染症研究所 総務部長 川崎 信一

1 公募内容

(1) 事業名

サクラ精機製オートクレーブ部品交換業務請負契約（以下「事業」という。）

(2) 事業の趣旨

国立感染症研究所戸山庁舎のサクラ精機製オートクレーブの部品交換を行い、安全かつ良好な機器運転を確保する。

(3) 事業の内容

仕様書のとおり

2 公募に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (4) 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で「B」、「C」、又は「D」等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (5) 過去10年以内にBSL3 実験室のオートクレーブ点検整備の実績があること又はバイオセーフティに関する資格あるいは教育を受けた作業管理者を有すること。
- (6) 当該業務を的確に実施できると認められる要員、設備、経験を有しており、それを証明できる者であること。
- (7) 資格審査申請書、又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められるものであること。
- (8) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (9) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

注) 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

- (10) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

3 特殊な技術及び設備等の条件

- (1) 過去10年以内にBSL3 実験室のオートクレーブ点検整備の実績があること又はバイオセーフティに関する資格あるいは教育を受けた作業管理者を有すること。当該業務を的確に実施できると認められる要員、設備、経験を有しており、それを証明できる者であること。

(2) 履行期間

履行期間は、契約日から令和7年3月31日までとする。

(3) 履行場所

国立感染症研究所戸山庁舎

4 公募内容等の条件を満たす旨の意思表示

この公募内容等の条件を満たしている者で、契約を希望する者は、以下により意思表示を行うこと。

- (1) 意思表示期限 令和7年2月13日（木）13時まで
(2) 意思表示先 国立感染症研究所総務部会計課施設管理室施設係
(3) 意思表示方法 持参又は郵送、電子メール（様式任意）
(4) 意思表示様式 様式任意（別紙1にて例示）
(5) (4)の意思表示書類とともに、暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙2）及び社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員制度、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がない旨の申立書（別紙3）、過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていない旨の申告書（別紙4）を提出しなければならない。誓約書、申立書並びに申告書を提出せず、又は虚偽の誓約及び申し立てをし、若しくは誓約書、申立書並びに申告書に反することとなったときは、意思表示は無効とするものとする。

5 押印の省略

- (1) 担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定として取り扱う。
(2) 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合がある。

6 その他

公募の結果、参加者が複数の場合、一般競争入札を行うものとする。

【本件担当、連絡先】

〒162-8640 東京都新宿区戸山1-23-1

国立感染症研究所総務部会計課 施設管理室施設係